

神奈川県知事指定 知的障害者ガイドヘルパー養成研修課程
 神奈川県知事指定 全身性ガイドヘルパー養成研修課程

認定番号第 7027 号
 認定番号第 6053 号

2020年

やりがいい見つけた！
 出会いから広がる新しい世界



横浜移動サービス協議会

ガイドヘルパー養成研修

受講生募集

知的障がいコース・全身性障がいコース

(先着各コース 20 名、但し 最低開講人数 8 名)

受講料: 知的/20,000 円 全身性/20,000 円 ※両コース受講/35,000 円

主体性、自己決定の尊重・支援…エンパワメントの視点による支援

利用者が自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し自身自身に自信がもてるように、利用者の力を高めていくエンパワメントの視点で支援していくことが必要。
 厚生省「身体障害者ケアガイドライン」より



知的障がいコース			全身性障がいコース		
7月11日 (土) 9:30~ 17:00	福祉 サービス 基礎知識	◇ホームヘルプ サービス概論 ◇ガイドヘルパーの制 度と業務 ◇障害児者福祉制度	左と同じ		
7月12日 (日) 9:30~ 18:10	利用者理解・ 外出介助の知 識と技術	◇移動介助基礎知識 ◇知的障害の疾病、障 害の理解 ◇障害児者の心理	7月19日 (日) 9:30~ 17:00	利用者理解・外 出介助の知識 と技術	◇障害児者の心理 ◇全身性障がい者介助 での基礎知識 ◇移動介助の一般的注意
7月18日 (土) 10:00~ 16:30	移動介助の技 術 技術・演習	障がい者の皆さんと一 緒に、みなと横浜を観光 しよう！ ※終了後修了証授与	7月23日 (木祝) 9:00~ 13:20	移動介助の方 法 技術・演習	◇生活行為の介助 ◇移動介助の技術 ◇外出実習 ※終了後修了証授与

初任者研修（ホームヘルパー2級）等の資格がある方は知的障がいガイドヘルパー業務は可能です。
 資格はあるが、知的障がいがよく判らない、一人で付き添うのは不安という方も受講されています。
 特別支援学校教員などが講師として参加し、演習では障がい当事者と実際に外出するなど、自立支援を目指した実践的で解りやすい講座となっています。※都合により、講義の日程が移動変更する場合があります。

詳しい講座内容等はWebをご覧ください

[横浜移動サービス](#) [検索](#)

お問合せ
お申し込み

横浜移動サービス協議会

Tel:045-212-2863 Fax:045-212-2864 e-mail:guide@yokohama-ido.jp

〒231-0016 横浜市中区真砂町 3-33 セルテ 11F よこはま市民共同オフィス内

横浜移動サービス協議会 ガイドヘルパー養成研修

(先着 20 名 但し、最少開講人数 8 名)

申 込 書		2020 年 7 月 開 講 分	
※ご希望のコースに○をおつけ下さい			
知的障がい/¥20,000 全身性障がい¥20,000 ◆両コース受講/¥35,000			
フリガナ		生年月日	性別
お名前		S・H 年 月 日 年齢 才	男・女
ご住所	〒		
TEL		FAX	緊急連絡先
保有資格・職業等	横浜市障害者ガイドボランティア登録者：No.36_____		
※申込書の記載内容より、修了証を作成いたしますので、はっきりとお書きいただき FAX または郵送、メールにてお申し込みください。 FAX:045-212-2864宛			

☆遅刻・早退や受講中の携帯電話の通話などがある場合は、修了証を発行しません。又、他の受講生に迷惑がかかる行為や当協議会の指示に従えない場合は、その受講生の受講を中止することがあります。

平成25年度よりガイドヘルプサービスで通学・通所の支援が可能になりました。
是非、皆様の参画をお待ちしています。

☆キャンセルにつきましては、
講義初日の1週間前より参加費の半額、
前日及び当日は全額をいただきます。
又、返金の際の振り込み料をご負担して
いただきますので、ご了承下さい。

会場セルテ
案内図→



ガイドヘルパー等養成研修受講料の助成

横浜市では障害者プラン「将来にわたるあんしん施策」の一環として、横浜で活躍していただけるガイドヘルパー等の増員を図ることを目的に、横浜市民に上限 2 万円までの研修受講料助成を行っています。◆ただし、両コース同時受講の場合 1 万 7 千円が助成限度額になります。※申請書様式や詳細は、下記市ホームページに掲載されています。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaiheru-josei/> (市ホームページ)

横浜市の登録を受けた移動支援サービス事業所で、研修修了後3か月以上継続して、ガイドヘルパーとして就業している方が対象です。平成 31 年度も継続していますが、申請をする際には必ず上記宛てにお問い合わせ下さい。